吸収分割に係る事後開示書面

2025年1月1日 株式会社レゾナック・ホールディングス クラサスケミカル株式会社

東京都港区東新橋一丁目9番1号 株式会社レゾナック・ホールディングス 代表取締役 髙橋秀仁

> 大分県大分市大字中ノ洲2番地 クラサスケミカル株式会社 代表取締役 福田浩嗣

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項)

株式会社レゾナック・ホールディングス(以下「本件吸収分割会社」といいます。)及びクラサスケミカル株式会社(以下「本件吸収分割承継会社」といいます。)は、両社で締結した2023年10月22日付「吸収分割契約書」(以下「本件吸収分割契約」といいます。)に基づき、2025年1月1日を効力発生日(以下「本件効力発生日」といいます。)として、吸収分割会社の石油化学事業に関して有する権利義務(以下「本件承継対象権利義務」といいます。)を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割(以下「本件吸収分割」といいます)を行いました。

本件吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会 社法第 189 条に定める事項は下記の通りです。

記

- 1. 吸収分割が効力を生じた日 (会社法施行規則第 189 条第 1 号) 2025 年 1 月 1 日
- 2. 本件吸収分割会社における事項(会社法施行規則第189条第2号)
 - (1) 反対株主の差止請求に係る手続きについて(会社法第 784 条の 2) 本件吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求に係る手続きについて(会社法第 785 条) 本件吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するた

め、該当事項はありません。

h.

(3) 新株予約権買取請求手続きについて(会社法第 787 条) 本件吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありませ

(4) 債権者異議手続きについて(会社法第789条)

本件吸収分割会社は、本件承継対象権利義務の内容から会社法第 789 条 1 項 2 号に該当する債権者は存在しないことが明らかであるため、会社法第 789 条の規定に基づく手続きは実施しておりません。

- 3. 本件吸収分割承継会社における事項(会社法施行規則第 189 条第 3 号)
 - (1) 反対株主の差止請求に係る手続きについて(会社法第796条の2) 本件吸収分割承継会社の株主は、完全親会社である本件吸収分割会社のみであり、 本件吸収分割をやめることの請求を行う株主はありませんでした。
 - (2) 反対株主の株式買取請求に係る手続きについて(会社法 797 条) 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づく本件吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。
 - (3) 債権者異議手続きについて (会社法 799条)

本件吸収分割会社は、会社法 799 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 10 月 2 8 日付の官報により、債権者に対して公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。なお、本件吸収分割につき会社法第 799 条第 2 項に基づく個別の催告に関し異議を述べることのできる、知れている債権者は 1 名もありませんので、個別の催告手続きは省略しております。

4. 本件吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に 関する事項(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

本件吸収分割会社は、本件吸収分割契約に基づき、本件承継対象権利義務を、本件吸収分割承継会社に承継させました。その詳細は別紙承継対象権利義務明細に記載の通りです。

- 5. 会社法 923 条の変更の登記をした日 (会社法施行規則第 189 条第 5 号) 2025 年 1 月 6 日 (予定)
- 6. その他重要事項 (会社法施行規則第 189 条第 6 号)

該当事項はありません。

承継対象権利義務明細

本件効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2024年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産(本件事業に係るものに限る。)

土地

2. 負債

なし

3. 契約(雇用契約を除く。)

なし

4. 雇用契約

なし

5. 許認可等

なし

6. 知的財産権

なし

7. その他

前各項のほか、甲及び乙が別途協議して合意したものは承継対象に含めることができる ほか、除外することもできる。

(以下余白)